

令和元年度  
第3回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和元年6月10日開会

高松市農業委員会

令和元年度第3回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和元年6月10日（月）午後1時57分開会

開催場所 高松市役所 第32会議室

出席委員 19人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 17番 花澤 均
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 5人

- 9番 森口 憲司
- 16番 妹尾 嘉起
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主 幹 中野 清作
- 主 査 田山 元太
- 主任主事 古免 範彰
- 主任主事 佐藤 雅彦

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第11号 農地の地目認定について
- 議案第12号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）  
並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 議案第13号 令和2年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見の  
募集並びに平成31年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する  
改善意見の回答について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から令和元年度 第3回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中19人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、森口委員、妹尾委員、原田委員、兔子尾委員及び神内委員の5人です。

それではまず、日程第1議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が有りませんので、議事録署名委員は6番太田委員及び7番高砂委員を指名いたします。

次に、日程第2議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、一筆は第三者が転用し、残りの二筆は今後、別の農家へ譲渡する予定のため農地法による貸借契約を合意解除したもので、離作補償はありません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権1番のとおりです。

2番は、貸借人が自ら耕作するため残存小作による貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、貸借人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

2番は、貸借人が転用する予定のため返還を受けたものです。

3番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借5番のとおりです。

4番は、貸借人の子が耕作するため返還を受けたものです。その内容については、農地法第3条の規定による許可申請所有権6番のとおりです。

5番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権25番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について5件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよ

うでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の高砂委員より報告をお願いいたします。

**高砂委員** 現地調査委員の高砂です。

今回の特別現地調査委員は、三笠委員、太田委員と私の3名で6月7日に現地調査を実施しました。

内容につきましては、現地調査委員を代表して私から報告いたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、香川県立図書館南西900メートルに在り、住宅2階建て9棟の貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者が将来の生計維持を目的に、家賃収入を得るために賃貸住宅を計画したもので、代替地の検討もされた結果、県道太田上町・志度線に近く交通の利便性が良く、県道沿線には企業や香川大学工学部、サンメッセ香川など、教育・商業施設があり賃貸需要が高い環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを

議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が52平方メートル有ります。

2番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が464.43平方メートル有ります。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請の一部は昭和58年5月に納屋を建築済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が683.11平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和45年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が422.11平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、併用宅地と合わせて敷地面積が518.11平方メートルあり、一般住宅転用可能面積の500平方メートルを超えていますが、隣接に所有農地は無く、超過面積が18.11平方メートルで、農業上利用し難い狭小残地200平方メートル未満であり問題ないと考えます。

5番は、看板類の塗装業者から利用申し込みがあり、貸工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番も、自動車修理業者から利用申し込みがあり、貸工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成13年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が235.61平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

農地法第5条許可申請使用貸借2番に関連しています。

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年4月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が540.83平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、位置指定を受けている道路の一部で、南側で開発した分譲住宅への接続する道路の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年10月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、農地への進入路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作の利便性を向上するため進入路を拡幅するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用倉庫、住宅を建築するため既存住宅の敷地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年及び平成6年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が325平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書4ページをお開きください。

13番は、2階建1棟の農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道に面し交通の利便性がよく、また、現在耕作している農地からも近く耕作の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、進入路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地への進入路が狭く車両の通行が困難であるため進入路を拡幅するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が365.05平方メートル有ります。

15番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和55年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が364.48平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・善通寺線に近く、周辺は宅地化が進み近隣住民からの利用申込みもあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年5月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。



17番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和55年8月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が350.22平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、併用宅地と合わせて敷地面積が645.22平方メートルあり、一般住宅転用可能面積の500平方メートルを超えていますが、隣接に所有農地は無く、超過面積が145.22平方メートルで、農業上利用し難い狭小残地200平方メートル未満であり問題ないと考えます。

18番の転用者は、税理士事務所を営んでおり、事業拡大に伴う従業員数の増加により現在の事務所が手狭になったことから、新たな事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が3.74平方メートル有ります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について17件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、平成31年3月20日付けで2階建7棟の分譲住宅用地とし転用許可申請を受けていましたが、契約の解除により許可申請の取下げがあったものです。

2番は、平成31年3月20日付けで2階建7棟の分譲住宅用地として転用許可申請を受けていましたが、譲受人である法人を変更するため許可申請の取下げがあったものです。

農地法第5条許可申請所有権9番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、平成30年6月11日付けで琴電のレール敷き替え工事受注に伴う、仮設露天資材置場・事務所用地として一時転用許可を受けていましたが、工事が予定通りに進行できず、工事完了日を令和元年12月31日まで延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、平成29年11月30日付けで2階建1棟・車庫平屋建て1棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、車庫の建築を中止し、分譲住宅を2階建から平屋建てに計画変更したため当初の計画より建築面積が増えたことから、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の高砂委員より報告をお願いいたします。

**高砂委員** 現地調査委員の高砂です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の3番、6番及び使用貸借権1番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施し

ています。

内容につきましては、4条特別議案に引き続き私から報告いたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立多肥小学校西500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道太田上町・志度線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進み住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が57.11平方メートルあります。5条許可申請取下願2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立仏生山小学校北西500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・香川線に近く交通の利便性が良く、市民病院の移転により周辺は新たなまちづくりが進められ、生活環境の良い分譲住宅地として人気の高い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が705.13平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立みんなの病院南東800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、ことடன்仏生山駅に近く交通の利便性が良く、周辺は病院、小学校があり分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、また、市道を挟み北側一体は都市計画の用途地域に指定されている生活環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。排水施設とする特別議案5条許可申請使用貸借1番に関連し、一体開発するものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松中央インターチェンジ北500メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市立古高松小学校東600メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が102.11平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、6番からは太田委員が説明します。

**太田委員** 現地調査委員の太田です。6番からは私が説明します。

2ページをお開きください。

6番の申請地は、高松市立三溪小学校南1.9キロメートルに在り、受配電板等、電気機械器具の製作を営む転用者が、事業拡大のため新たに食品製造機械の工場3,000平方メートルを新築する目的で転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は中山間地域にあり、周辺環境への影響も少なく、本社工場の南隣に位置し事業効率が良く、主要地方道三木・国分寺線に近く物資等の搬送にも便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林等が4,388.94平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、高松市立川岡小学校北西700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道千足・高松線に面し県道岡本・香川線にも近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域で、転用理由と農地区分については適

当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年に一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が511.38平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページをお開きください。

8番の申請地は、高松市立香西小学校北東400メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止及び併用する水路等が220.84平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

9番の申請地は、高松市立国分寺中学校南500メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4ページをお開きください。続きまして上段の賃借権について説明します。

1番の申請地は、JA香川県中央地区営農センター北西300メートルに在り、複合ショッピングセンターの既存テナントの一部が、県の都市計画道路の新設に伴う用地買収となったため、代替の貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地はいずれも現ショッピングセンターの隣接農地であり、主要地方道高松・長尾・大内線及び県道太田上町・志度線に面し交通の便も良く、隣接で事業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が14,633.50平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、下段の使用貸借について説明します。

1番の申請地は、高松市立みんなの病院南東800メートルに在り、特別議案5条許可申請所有権3番で申請のあった分譲住宅用地の排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は分譲住宅計画地に隣接し、分譲住宅の排水のため地先水路に接続可能な位置にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。特別議案5条許可申請所有権3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、三溪小学校南東300メートルに在り、電気通信工事業を営む転用者が事業量の増加に伴い、妻の土地を使用し事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、本社兼自宅に隣接した土地で事業の効率化・利便性が図られ、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権9件、賃借権1件、使用貸借2件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを

議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、借家住まいで、家財道具が増え、住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が277平方メートル有ります。

3番は、建築用コンクリート製品等の製造、販売業を営む法人で、従業員の社宅を建築するため転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、分家住宅の宅地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書8ページをお開きください。

6番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年ごろに一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が391.98平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書9ページをお開きください。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道を挟み転用者が開発した分譲住宅と隣接し、周辺は、分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、医薬品販売を営む法人で、薬局用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、隣接して耳鼻咽喉科の医院が同時に転用許可申請され、北側は県道三木・国分寺線に面し、利用及び管理がし易く需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、耳鼻咽喉科の医師が新規開業する医院用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側は県道三木・国分寺線に面し、交通の利便性が良く、周辺は学校及び福祉施設が整備され来院客が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考え



えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書10ページをお開きください。

19番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側が市道に面し11号線東バイパスへのアクセスも良く、周辺は商業施設も整備されている住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和54年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が273.49平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書12ページをお開きください。

24番は、塾経営者が送迎する保護者の駐車場と回転場が必要となり、塾の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存敷地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地

は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が279.14平方メートル有ります。

議案書13ページをお開きください。

26番は、各種ボイラの機械器具販売・設置等を営む法人の役員が転用者となり、近年の事業量増加により資材が増え既存の資材置場が手狭となっていることから、隣接地を経営法人のための露天貸資材置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の資材置場を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が18平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

27番は、各種ボイラの機械器具販売・設置等を営む法人が近年の事業拡大に伴う社員の増加により、既存の駐車場が手狭となっていることから、隣接地を駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の敷地に隣接して計画するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が19平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

28番は、冷暖房設備工事業を営む法人が近年の事業拡大に伴い、敷地内に作業所を新設したため資材置場が不足し、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存作業所と隣接して転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が707.20平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

29番は、各種ボイラの機械器具販売・設置等を営む法人が近年の事業拡大に伴い資材が増え、隣接地を新たな資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の資材置場を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、

転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が98.89平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

2番は、電子部品の製造・販売を営む法人が社員用の既存駐車場出入口が南側のみで、歩行者にとって危険で近隣住民からの要望もあり、西側からも出入りができる進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が1,473平方メートル有ります。

3番は、自動車販売業等を営む法人が展示や修理車両の保管及び従業員用の駐車場用地が手狭となり、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の店舗・駐車場に隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2,548平方メートル有ります。

4番は、土木工事業を営んでいる法人が事業拡張に伴い、事務所・倉庫・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年5月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書15ページを御覧ください。

2番は、土木建築業を営む法人が役員所有の農地を借り受けて、敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存事務所の敷地拡張であり利用及び管理がし易く、他の土地に代えて転用することがで

きないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和48年に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が220.16平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第4条許可申請7番に関連しています。

3番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、現在借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、実家で両親と同居していますが子の成長に伴い住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

6番も、現在借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し交通の利便性が良く、実家にも隣接し農業の手伝いをしながら親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、現在借家住まいで子供が生まれ住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農業の手伝いがし易いことと、土地改良事業区域内の縁辺部で、集落に接続して設置されるもので第1種農地の不許可の例外、農地法施行規則第33条第4号の「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、現在借家住まいで家財道具が増え住居が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し交通の利便性が良く、実家にも近接し農業の手伝いをしながら親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、現在借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道円座・香南線沿いで交通の利便性が良く、実家に隣接し親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書16ページを御覧ください。

11番は、妹所有の農地を借り受けて農業用の納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地と隣接し利用及び管理がし易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和9年に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が892平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年4月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三木・国分寺線に面し交通の利便性が良く、実家から近く親の面倒も見られ、農業の

手伝いもできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案所有権20件、賃借権3件、使用貸借11件、計34件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

1番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

下限面積要件・全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件も全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番、4番は、譲渡人が労力不足、農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番は、後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、住所地から遠方にあり耕作不便のため規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

7番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

8番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り

渡すもので、取得後はイチジクを栽培するものです。

議案書18ページをお開きください。

9番・10番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

11番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

12番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

13番は、基盤強化促進法による小作地を借人である譲受人が購入するもので、取得後は引き続き米麦を作付けするものです。

14番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は植木盆栽の栽培をするものです。

15番は、譲渡人が兼業により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜及びピワを作付けするものです。

16番は、譲渡人が労力不足であることから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を作付けするものです。

議案書19ページをお開きください。

17番は、土地整形をするもので、取得後は野菜を作付けするものです。

周辺の農地が同時に転用対象となり、隣接する譲受人の農地と一体利用しなければ利用が困難となることから、農地法第3条第2項ただし書及び農地法施行令第2条第3項第3号に該当し、審査基準のうち、下限面積要件の例外扱いとなります。

18番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を作付けするものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転18件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

**宮武委員** 議長－21番。

**議 長** 21番－宮武委員。

**宮武委員** 18番について、この譲受人は、10年前より周辺地域で農地を取得しているが、管理が十分ではなく、今回の申請についても農地を十分に管理した場合、認めることとしているため、今後、十分な管理をしていない場合、この譲受人からの新たな3条申請は地区部会として認めないこととしていますのでよろしく願いします。

**議 長** 同様なことが起こる場合が外の地区でもあると思います。地権者に十分な管理をするよう伝えてください。

他に意見はございませんか。

**川西事務局長** 議長

**議 長** 川西事務局長

**川西事務局長** 18番について、よろしいでしょうか。

去年一度、譲受人から農地法第3条許可申請がありましたが、所有地の不耕作状況が報告されていたので返却しました。その後、所有農地の一筆調査をしましたが、やはり荒れている圃地があったため、最低限の管理をしないと全部効率利用要件を満たさないため申請は認められないことを伝えております。また、耕作放棄地の解消だけではなく、肥培管理を行っていただき、肥培管理を行わないと二度と3条許可は認められないことを伝え、これに係る誓約書を提出してもらおうこととなっております。

**高砂委員** 議長－7番。

**議 長** 7番－高砂委員。

**高砂委員** お伺いしたいことがあります。

同じような案件があるのですが、面積要件はクリアーしているのですが、1、2年前に農地を3条で取得し、それが荒れている中で、新たに農地の取得申請をしてこようとしており、当初の3条申請で確約書は添付しているが、守られていない。新たな申請を農地法上、要件を満たしていないということでしょうか。

**川西事務局長** 議長

**議 長** 川西事務局長

**川西事務局長** 全部効率利用要件を満たしていないということで、返しても問題ありません。

ただ、本件も一度お返しをして、肥培管理はできていないが、耕作放棄地の解消はしていけないといけない。その上で、次はハードルを上げて、対応しているのが第7地区の御意見だったと思います。

**高砂委員** 了解しました。

**議 長** その他御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

1番は、昭和46年4月ごろから道路として利用しているもので、非農地証明事務処理



要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

2番は、昭和59年ごろから納屋として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設（堆肥舎、畜舎、納屋等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

1番から3番までについて、現地調査した結果、一部農業用車庫・納屋部分は除きますが、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農地の地目認定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第11号 農地の地目認定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

2ページのとおり、平成31年4月15日付けで香川町安原下第3号字鮎滝下地区の一部を対象に、地籍調査後における農地の地目認定に関して、高松市長より照会があったものです。

去る5月9日に香川町安原下地区担当委員及び事務局職員と土地改良課地籍調査室職員で現地調査を実施しました。

3ページからの農地変更調書を御覧ください。

現地調査の結果、従前の農地の一部を農地と確認できたものは、3ページの3番、5番、6ページの30番、7ページの44番、8ページの52番、54番の6件で、それ以外の50件については、公簿地目は農地ですが、現況は、山林・宅地・用悪水路・墓地・境内地・雑種地で農地以外の土地となっており、農地変更調書のとおりでありました。

また、農地が農地以外の土地に変更されているものについては、現況及び利用状況から、原状回復命令は発する事案はないと判断されました。

そこで、市長へは、1ページの3 市長への回答(案)のとおり、「農地変更調書のとおり地目認定することに異議ありません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案はありません」と回答しようとするものです。

以上、議案第11号 農地の地目認定について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 農地の地目認定については原案どおり回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号 農地の地目認定については原案どおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」、並びに「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第12号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

これは、農業委員会が行っている多岐に渡る活動内容を一般に周知するために公表を行うよう、平成21年度から定められているものでございます。

まず、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)から御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

I 農業委員会の状況でございます。

1 農業の概要ですが、これは1年前の平成30年4月1日現在の数値で、1段目の表が農地の面積等、2段目の3つの表が農家等に関する概要が記載されております。

次に、2 農業委員会の現在の体制でございますが、本市農業委員会は、平成29年7月20日以降新制度に基づく体制に移行しており、現在農業委員24名、農地利用最適化推進委員55名の計79名体制で、任期は令和2年7月19日となっております。

2 ページをお開きください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。

1 現状及び課題につきましては、平成30年4月1日現在、管内の農地面積6,044ヘクタールに対し、集積面積が1,341ヘクタールで、集積率が22.2パーセントとなっております。

2 平成30年度の目標及び実績でございますが、集積目標1,470ヘクタールに対し、集積実績は1,393ヘクタールで、うち、新規実績は52ヘクタールとなっており、年間目標に対する達成率は94.8パーセントとなっております。

次に、3の目標の達成に向けた活動と、4の目標及び活動に対する評価については、ここに記載のとおりでございます。

3 ページを御覧ください。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1の現状及び課題については、27年度から29年度の実績を記載しております。

2は、平成30年度の目標及び実績でございます。参入目標の5経営体、面積2.5ヘクタールに対し、30年度中に認定した認定新規就農者4経営体と、その営農計画書の農地面積の合計2.6ヘクタールを実績としております。

次に、3の目標の達成に向けた活動と4の目標及び活動に対する評価については、ここに記載のとおりです。

4 ページをお開きください。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

1 現状及び課題ですが、平成30年4月1日の現状は、管内農地面積6,203ヘクタールに対し、159ヘクタール、2.6パーセントが遊休農地となっておりました。

次に、2の平成30年度の目標及び実績でございますが、30年度中に実施しました利用状況調査の結果、遊休農地が159.4ヘクタールから173.2ヘクタールに増加してしまいましたので、解消面積目標の16.2ヘクタールに対し、実績はマイナス13.8ヘクタールとなり、達成状況はマイナス85.2パーセントとなります。これは、24.7ヘクタールの遊休農地が解消されましたが、38.5ヘクタールが新たに遊休農地となった、あるいは新たに発見されたためです。

次に、3の2の目標の達成に向けた活動は、30年度計画の活動計画と実際に行われた調査の状況を記載しています。

この中で、活動実績の利用状況調査の調査員数は、農業委員・推進委員が79人と水田部会員が77人の合計156人としています。

4の目標及び活動に対する評価については、ここに記載のとおりです。

5ページを御覧ください。

V 違反転用への適正な対応でございます。

1の現状及び課題については、昨年度に30年度計画として挙げた内容を記載しております。

次に、2の平成30年度の実績でございますが、年度内に発見された違反転用5.6ヘクタールは全て解消され、年度末時点で0となっております。

3の活動計画・実績及び評価については、ここに記載のとおりです。

6ページをお開きください。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

1の農地法第3条に基づく許可事務については、1年間の処理件数が204件で、許可が204件、不許可は0件です。また、処理期間は、標準処理期間28日に対して、平均21日となっております。

次に、2の農地転用に関する事務については、1年間の処理件数が772件です。また、処理期間は、標準処理期間43日に対して、平均40日となっております。

7ページを御覧ください。

上段の3の農地所有適格法人からの報告への対応については、43法人中、42法人から報告書の提出がありました。残る1件は、休業中だったために提出がなかったものです。

下段の4の情報の提供等でございますが、賃借料情報については、調査対象が651件で、12月にホームページと農業委員会だよりで公表しています。

中段の農地の権利移動の件数は、3条、4条、5条、18条第6項、利用権申出等の全ての合計数で2,131件となっております。

8ページをお開きください。

上段のVII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、特にこの調書に記載するものは無しとしています。

下段のVIII 事務の実施状況の公表等につきましては、1 総会等の議事録は、ホームページに公表しています。2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、高松市に対してと香川県に対しての2件としています。3 活動計画の点検・評価、つまりこの調書ですが、これもホームページで公表しています。

ここまでが平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。

続きまして、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。

9ページ、を御覧ください。

I 農業委員会の状況でございます。

1が今年の4月1日現在の農家・農地等の概要です。

下段の2は、農業委員会の現在の体制でございます。

10ページをお開きください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1の現状及び課題については、管内農地面積が、耕地面積5,950ヘクタール、これまでの集積面積は1,393ヘクタール、集積率は23.4パーセントでございます。

2の令和元年度の目標及び活動計画でございますが、集積面積の目標ですが、目標設定の考え方のところを書いてあるとおり、本市の農業経営基盤強化促進基本構想の令和5年度の集積目標である35%を達成するため、いささか非現実的ではありますが、年間138ヘクタールの新規集積を目標とするものです。

活動計画は、ここに記載のとおりです。

次に、下段III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、1 現状及び課題は、平成28年度から30年度の実績を記載しています。2 令和元年度の目標及び活動計画は、昨年度と同じく、目標数を5経営体、目標面積を2.5ヘクタールとしております。

11ページを御覧ください。

上段IV 遊休農地に関する措置でございます。

1 現状及び課題でございますが、管内農地面積は、耕地面積5,950ヘクタールと遊休農地面積173ヘクタールの合計が6,123ヘクタールで、遊休農地割合が2.8パーセントとなっております。

2の令和元年度の目標及び活動計画ですが、令和5年度の遊休農地の目標割合を1%としたときの、必要な年間解消面積として、これも相当非現実的な数値ではありますが、22.4ヘクタール解消を目標とすることになります。

次に、下段V 違反転用への適正な対応については、年度内に発生した違反転用は、必ず年度内に解消することとしています。

12ページを御覧ください。

2の「令和元年度の活動計画」でございますが、違反転用に対する是正指導や発生防止に向けた取組の活動計画は、ここに記載のとおりです。

内容の説明は以上となりますが、この点検評価と計画は、本日、承認をいただいた後、県へ報告するとともに、高松市のホームページにも掲載することになります。

以上、議案第12号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について御審議いただきま

すよう、お願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第12号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第13号 令和2年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見の募集並びに平成31年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見の回答についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**西谷農政課長補佐** 議案第13号 令和2年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集並びに平成31年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見の回答について御説明申しあげます。

まず、平成31年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見の回答についてから御説明申しあげます。

資料3の2を御覧ください。

これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため、昨年10月18日に市長に提出しました改善意見とそれに対する関係部署からの回答を項目ごとにまとめたものでございます。

改善意見の体系は4つの大項目の下、27の小項目からなっております。

1ページからは、大項目の1 担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善についての4つの意見と回答を掲載しています。

4ページからは大項目の2 遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善についての8つの意見と回答を掲載しています。

9ページからは大項目の3 新規参入等担い手に関する施策の改善についての7つの意見と回答を掲載しています。

13ページからは大項目の4 その他農業・農村を取り巻く施策の改善についての8つの意見と回答について掲載していますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申しあげます。

続きまして、令和2年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集について御説明を申しあげます。

資料3の1の議案第13号を御覧ください。

この意見につきましては、昨年度に引き続き、農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見を関係行政機関等に対し提出するため、令和2年度高松市農業施策及び県農業

施策の改善に向けた意見募集として各農業委員さん及び各農地利用最適化推進委員さん  
にお願いするものです。

なお、意見提出の時期は、これまでと同じく農業会議から県への意見提出は9月、高  
松市長への意見提出は10月を予定しております。

先ほど御説明申しあげました平成31年度の意見と回答書も参考にいただき、令和  
2年度の意見について6月末に開催される地区部会までに御提出くださいますようお願い  
いたします。

2枚目の別紙が記入用紙の様式でございます。

様式の一番下の確認欄には該当するものに丸を付けていただきますようお願いいたし  
ます。

また、推進委員の皆様には郵送で意見募集のお願いをさせていただきたいと存じます。  
御多忙の中募集期間が短く申し訳ありませんが、意見提出についてよろしくお願  
い申し上げます。

議案第13号につきましては、以上でございます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無い  
ようでありますので、議案第13号については原案のとおり意見募集することに御異議有  
りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第13号については意見募集するこ  
とに決定いたしました。

次に、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を  
求めます。

### **多田農地係長**

それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげ  
ます。資料4を御覧ください。

期間としましては、令和元年5月14日から6月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、4月以前の議決分といたしまして4条が2件、5条が7件、  
5月議決分といたしまして4条が14件、5条が37件、合計で4条が16件、5条が44件で  
す。

許可保留件数につきましては、4月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が  
18件、5月議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、合計で4条が0件、5条が  
28件です。取下につきましては、5条の4月分で2件ありました。

次に、許可保留及び取下げの内容について御説明申しあげます。

3ページを御覧ください。

5条関係で11月議決分の31番が、議決後、譲渡人の一人が死亡したことから相続登記手続き中で、開発許可未了により許可保留となっております。また、中ほどの3月議決分の8番が開発許可未了により許可保留となっております。9番が道路工事承認未了により、また、17番、19番が、開発許可未了により許可保留となっております。

さらに、24番、25番、34番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

下段の、4月議決分の6番、次ページの37番、38番が直近事業造成工事未了により、許可保留となっております。

また、3ページの8番、4ページの23番が、先ほど御審議いただいた案件で5月20日付けで取下げとなっております。

4ページの、22番、31番から36番まで及び39番が開発許可未了により許可保留となっております。

次の5ページ、2番、5番、6番、11番、12番、20番が、さらに、6ページの22番、23番、28番、賃借権の3番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で、今回の許可状況の報告を終了します。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和元年度第3回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時54分 閉会



会 長

議事録署名委員

委 員

委 員